

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【公開番号】特開2003-281498(P2003-281498A)

【公開日】平成15年10月3日(2003.10.3)

【出願番号】特願2003-9622(P2003-9622)

【国際特許分類第7版】

G 0 6 T 1/00

【F I】

G 0 6 T 1/00 2 0 0 E

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月22日(2005.2.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 0】

ファインスキャンは、可変絞り24の絞り値等の読み取条件が設定されたファインスキャンの読み取条件となる以外はプレスキャンと同様に行われ、イメージセンサ34からの出力信号はアンプ36で増幅されて、A/D変換器38でデジタル信号とされ、処理装置14のデータ処理部46で処理されて、Log変換器48でファインスキャンデータとされ、ファインスキャンメモリ52に送られる。

ファインスキャンデータがファインスキャンメモリ52に送られると、ファインスキャン処理部58によって読み出され、処理部66において確定した画像処理条件で画像処理され、次いで、信号変換部68で変換されて出力用の画像データとされ、プリンタ16に出力され、この画像データを再生したプリントが作成される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 7 1】

例えば、上述したような方法で、自動検索を行い、同時プリント時の画像処理条件が設定されると、次のステップ150において、再プリントの処理が行われる。

すなわち、このファインスキャン処理部56への画像処理条件の設定で、画像処理条件が確定し、ファインスキャンが開始される。あるいは、必要に応じて、同時プリントと同様に検定を行って、画像処理条件を確定してもよい。

ファインスキャンは、基本的に、同時プリントと同様に行われ、スキャナ12は、供給されたファインスキャンの読み取条件の下、イメージセンサ34からの出力信号はアンプ36で増幅されて、A/D変換器38でデジタル信号とされ、処理装置14のデータ処理部46で処理されて、Log変換器48でファインスキャンデータとされ、ファインスキャンメモリ52に送られ、記憶される。